

經濟論叢

第103卷 第2号

岡部利良教授記念號

獻 辭	堀 江 英 一	
會計學的費用概念の論理構造	酒 井 文 雄	1
アメリカ鉄道独占の形成と公表會計実務	西 村 明	14
アメリカ動態論の生成基盤	津 守 常 弘	37
自己株式の會計	菅 原 秀 人	60
部分的取替の會計	高 寺 貞 男	76
架空利益排除と貨幣価値變動會計	中 居 文 治	93
法人税法上の會計処理基準の創設	河 合 信 雄	115
批判會計学の課題	野 村 秀 和	132

岡部利良 教授 略歴・著作目録

昭和44年2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

架空利益排除と貨幣価値変動会計

——ドイツ・インフレーション（第一次）の会計的考察（3）——

中 居 文 治

はじめに

前々稿¹⁾において、第1次大戦後のインフレーション過程で、ドイツの大企業は、膨大なインフレ利益（貨幣価値変動利益）を獲得したことを、その場合、名目資本会計による計上利益はけっして架空利益ではないことを、また前稿²⁾において、当時、大企業が、その獲得したインフレ利益の分配を阻止したこと、ならびに、商法・会計理論によって支持されてきた伝統的会計実務＝秘密積立金設定方策により、公表貸借対照表において膨大な利益計上を阻止したことをあきらかにした。

本稿では、当時のインフレ会計理論（ことに貨幣価値変動会計理論）とその制度化の経過を概観し、それがインフレ過程中、実践化されなかったゆえんを考察する。インフレ会計は、実践的には、会計の歪曲匡正のためにはなく、公表利益隠蔽のためにのみ要求されたのである。

I 架空利益の認識と排除

貨幣価値低落期に名目資本会計を適用すれば、貸借対照表・損益計算書に計上される数値は、貨幣価値をそれぞれ異にする時点のものが集計されることとなるゆえに、計算単位を異にする数値の和、すなわち異質物の混合となって、企業の正確な財政状態・経営成績が示されないことはいうまでもない。しかし、そこに計上された利益がつねに架空利益であるとは限らない。前進法（紙幣価

1) 拙稿、[1]、インフレ利益と名目資本会計、「経済論叢」第97巻第5号、昭和41年5月。

2) 拙稿、[2]、インフレ利益と秘密積立金、「経済論叢」第98巻第4号、昭和41年10月。

値法)を想定するとき、

名目利益(修正前利益)－実質利益、すなわち

(費用計上不足－収益計上不足)(干)貨幣価値変動益(損)

の値が、正のときのみ名目利益は架空利益をふくんでいるのであって、ゼロのときは名目利益は実質利益にひとしく、負のときは、架空利益計上どころか逆に秘密積立金をさえふくんでいるのである³⁾。

インフレーションの下で名目資本会計をおこなえば、費用(収益)の計上不足は、通常の営業活動によって必然的に生ずるので、貨幣価値変動利益(損失)を獲得しうるか否かが、架空利益の計上・不計上の重要な要因となる。当時のドイツでは、膨大な債務をもつ大企業と、取引条件の悪化(現金買、前払金支払等)を甘受せざるをえない小企業との間に、シュマーレンバハのいう「架空利益をもたぬ大企業と架空利益でふくれた小企業」という格差が生じていた⁴⁾のであるが、当時の学界・実業界(大企業)は、もっぱら架空利益の存在を喧伝し、その排除を主張したのである。企業数では中小企業が圧倒的多数ゆえ、膨大な架空利益が存在したが、その架空利益に悩む中小企業の声を代弁するかにみせかけて、架空利益をもたぬ大企業とそれを代弁する学界が、公表利益の隠蔽のために架空利益の排除を主張していたといえよう。

インフレ当初、「商人は、はじめは貨幣価値下落を商品価格変動とみなし…貨幣価値下落によって生じた架空利益を架空利益としてみず……価格騰貴利益(Konjunkturgewinn)とみなした」⁵⁾といわれる。また、資金欠乏に対処するための頻繁な増資を容易にするため高配当政策をとり、そのために意識的にも架空利益を処分可能利益として計上した⁶⁾ともいわれる。

企業はこのように当初、架空利益の発生を十分に認識してそれに対応することがなかったといわれるが、1918年当時すでに、会計専門家の間では、貨幣価値下落が損益計算と原価計算に影響を及ぼすこと、およびそれに対処しうる一

3) 拙稿、[1]；および本稿の100頁の(3)式。

4) 拙稿、[1]。

5) Schmalenbach, E., [1], *Goldmarkbilanz*, 1922, SS. 24-25.

層確実な計算が存在することが周知であった⁷⁾といわれる。(この間の事情は、資料不足で具体的には考察しえなかった。)

架空利益の排除を主張する文献を明瞭に確認できるのは1920年初頭からである⁸⁾が、なかでもゲルトマッハー⁹⁾が、インフレにもとづく架空利益の発生とそれによる実体減少の危険を認識して、その排除を主張した最初であると、一般に認められている¹⁰⁾ようである。

インフレーション時に架空利益を排除するための会計方法は多くの論者によって提案されたが、それは、貨幣価値変動会計(購買力資本維持会計、広義の金マルク会計)と実体資本維持会計に大別しうる。(もちろん両者は、架空利益したがって利益の概念を異にする。)

実体資本維持会計は、維持すべき資本を投下された貨幣額(名目額であれ、貨幣価値修正後の実質額であれ)でなく、企業経営を構成する物財(実体)そのものと考え、資産評価益を計上することなく費用を再調達時価(取替時価)で評価する方法である。これは、資産の取得価格と再調達価格の差額である価格騰貴利益を、資産自体の価格上昇によるか貨幣価値下落によるかの原因をとわず、すべて架空利益として計算上排除することを要求する。よってこの方法は、かならずしもインフレにのみ対処するための方法でなく、貨幣価値安定時にも適用されることを意図しているとみられるが、当時は、インフレに対処する方法として登場し、主張されたとみることができよう。

6) ter Vehn, A., „Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaft“, *ZfB*, Jg. 1, 1924, S. 363.

7) Schmalenbach, [2], Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne, in: Schmalenbach-Prion, *Zwei Vorträge über Scheingewinne*, 1922, S. 21.

8) Schmalenbach, [1]においてこの旨の指摘があり、Schmalenbach, [2]の文献目録に当時(1920年)発表されたものとしてあげられている論文は、20あまりある。(紙数の都合で、引用はしない。)

9) Geldmacher, E., „Bilanzsorgen“, *Industrie- und Handels-Zeitung*, 1920, Nr. 57 u. 59/63. (原文は参照しえなかったが、Mahlberg, W., *Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung*, 3. Aufl., 1923におけるその論評からみるかぎり、その基本思考は、彼の *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, 1923. と同一とみてよい。)

10) Prion, W., *Die Finanzierung und Bilanz wirtschaftlicher Betriebe unter dem Einfluß der Geldentwertung*, 1921, S. 21; Mahlberg, a. a. O., S. 207; Walb, E., *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Unternehmung*, 1926, S. 336; Schnettler, A., „Ziel und Grenzen der betrieblichen Werterhaltung“, *ZfB*, NJg. 7, 1955, S. 524, usw.

当時の実体維持会計論者の主たるものは、ゲルトマッハー、シュミットである。

ゲルトマッハーの方法¹¹⁾は、未修正損益計算書に対して、資産の再調達時価と原価との差額(修正差額)を、費用として追加計上すると同時に、貸借対照表に同額を更新勘定(Erneuerungskonto)または価格変動勘定(Konjunkturkonto)として計上するもので、貸借対照表の資産・負債・資本はなんら修正されず、名目利益がこの修正差額だけ減少し同額が更新勘定あるいは価格変動勘定として資本の部に追加計上されるにすぎない。

シュミットの方法¹²⁾は、資産をすべて再調達時価に評価替し、価格騰貴のとき、その原価との評価差額は貸方価値修正勘定(Wertberichtigungskonto あるいは Vermögenswertänderungskonto)に計上するものである。そこでは、費用が時価評価されると同時に、貸借対照表上の資産評価も時価でおこなわれ、時価評価差額は、資本勘定の附加勘定としての価値修正勘定に計上されることになる。

貨幣価値変動損益については、ゲルトマッハーはまったく無視しており、シュミットはその発生を認識はするが、会計計算上は無視し、それを損益として表示することを忌避して、単に財務政策としての価値均衡¹³⁾の原則を主張するにとどまっている。

このように実体資本維持会計は、貨幣価値変動損益を計上することなしに、ただ費用時価計算によって計算上資産の取替資金の不足に対処しようとするもので、インフレによる会計の不正確化の匡正はもともと意図されていないのである。このことは、膨大な債務者利益を獲得していた大企業にとっては、実体資本維持会計が貨幣価値変動会計のたんなる代替的手段たる以上の意義をもつことを示すものであり、その要求に合致するものであった。それゆえ、この方法にたいしては、体系的にはなかったが、ドイツ産業連盟を中心とする財界

11) Geldmacher, E., *Wirtschaftsunruhe und Bilanz*, 1923, SS. 59-66, usw.

12) Schmidt, F., *Die organische Bilanz im Rahmen der Wirtschaft*, 2. Aufl., 1922, SS 66-102, 133, 135-147, usw.

13) *Ebenda*, SS. 102-107.

から法律上の承認が強く要求された。しかし、その計算体系が、従来の商法・税法のそれに根本的に対立する（貨幣価値変動会計が修正計算をおこなうとはいえ、基本的に貨幣的計算たる性格は失わないのに対して、これは物財的計算である）ことから、法的承認は容易でなく、ついに承認されずに終わったのである。（しかし、断片的措置のつきかさねとしては、費用時価計算と同じ効果をもたらすさまざまな方法が法的承認をうけたのであるが、この詳細は続稿でとりあつかう予定である。なお、実体資本維持会計の論理等については別稿¹⁴⁾を参照。）

II 貨幣価値変動会計の計算構造

貨幣価値変動会計は、貨幣価値変動によって貨幣価値を異にする名目会計数値の集合物となった（財務諸表等の）会計記録を、単一かつ同質の貨幣価値に換算修正する会計方法である。それは、その計算構造上、統一的尺度への換算によって、会計数値の匡正・会計の正確化と架空損益の排除をおこなうことを意図するものであって、実体維持・取替資金確保をかなえるものではない。

貨幣価値変動会計の修正計算方法は、その基準となる貨幣価値をどの時点にもとめるかによって、「遡及法（狭義の金マルク会計）」と「前進法」に区別される。前者は、現在または過去の会計数値をそれより過去のある時点の貨幣価値に統一修正する方法で（当時のドイツの「金マルク会計」は、1913年の貨幣価値を修正基準とする遡及法によるものであった。¹⁵⁾）、後者は、過去の会計数値を、それよりあとの貨幣価値、一般には、現在の貨幣価値に統一修正する方法である。この両者は、同一の内容を示すものであって、相互に転換可能であるが、同一企業の異時点比較には前者が、現時点における多数企業の比較には後者が適当である。また現時点の財務諸表は、総体経済との関連から、前者による表示だけでは不十分で、かならず後者によって表示すべきものである。

修正計算手続の様式には、会計期間中の取引全部にわたり各勘定記録を個別

14) 拙稿、架空利益論—実体維持会計論の吟味—、京大大学会計学研究室編「企業利潤論」昭和43年所収。

15) Schmalenbach, [3], *Dynamische Bilanz*, 7. Aufl., 1939, S. 235.

的に修正する「元帳記録修正法」と、期末の財務諸表についてのみ修正する「財務諸表修正法」の2つがある。後者は手続が簡単であるが、修正を正確におこなうには、前者によらなければならない。しかし、前者は、計算手続が複雑で実行困難とされたためか、当時のドイツにおいては、理論的にも主張されることがほとんどなく、もっぱら、後者が、しかも貸借対照表修正法が主張され、論議の対象となった。

財務諸表修正法による前進法および遡及法の計算構造を以下の設例により定式化すると次のようになる。

想定：期首貸借対照表は金マルクで、期末貸借対照表と損益計算書は金・紙マルク混合の名目価額で表示されている。期首および期中前半の貨幣価値に対して、期末および期中後半の貨幣価値は n 分の1に下落している。 X 項目について、 X_0 は期首在高（損益項目については、期中前半取引高）、 X は当期純増加高、（期中後半の取引高） x_0 は前進法における X_0 に対する貨幣価値修正差額、 x は前進法におけるその他の貨幣価値修正差額、 x_0' 、 x' はそれぞれ X_0 、 X に対する遡及法における貨幣価値修正差額とする。期首貸借対照表、未修正期末貸借対照表・損益計算書は次の通り（第1表）。

第1表

期首貸借対照表(金マルク)				損益計算書(未修正)			
土地	L_0	資本金	K_0	売上原価	Q	売上	R
建物	F_0	積立金・繰越利益	S_0	諸経費	A	営業外収益	R_0
商品	I_0	減価償却引当金	B_0	減価償却費	B		
現金・債権	D_0	債務	C_0	営業外費用	E_0		
				当期純利益	NG		

期末貸借対照表(未修正)

土地	$L_0 + L$	資本金	$K_0 + K$
建物	$F_0 + F$	積立金・繰越利益	S_0
商品	$I_n = I_0 + P - Q$	減価償却引当金	$B_0 + B$
現金・債権	$D_0 + D$	債務	$C_0 + C$
		当期純利益	NG

第 2 表

期末貸借対照表(前進法修正)

土地	$L_0 + L + l_0$	資本金	$K_0 + K + k_0$
建物	$F_0 + F + f_0$	積立金・繰越利益	$S_0 + s_0$
商品	$I_n = I_0 + P - Q$	減価償却引当金	$B_0 + B + b_0 + b$
現金・債権	$D_0 + D$	債務	$C_0 + C$
		当期純利益	MG

損益計算書(前進法修正)

売上原価	$Q + i_0$	売上	R
諸経費	A	営業外収益	$R_0 + r_0$
減価償却費	$B + b$	貨幣価値変動利益	c_0
営業外費用	$E_0 + e_0$		
貨幣価値変動損失	d_0		
当期純利益	MG		

貨幣価値修正勘定(前進法修正)

$s_0 = S_0(n-1)$	$l_0 = L_0(n-1)$
$b_0 = B_0(n-1)$	$f_0 = F_0(n-1)$
$c_0 = C_0(n-1)$	$i_0 = I_0(n-1)$
$r_0 = R_0(n-1)$	$d_0 = D_0(n-1)$
$h_0 = K_0(n-1)$	$e_0 = E_0(n-1)$

なお減価償却率を h とすれば、 $B = (F_0 + F) \times h$, $b = f_0 \times h$, 仕入を P とし, 仕入, 売上とも期中後半の取引とする。売上原価算定は, 先入先出法を想定する。営業外費用・収益は, 期中前半の取引とする。

期末貸借対照表(遡及法修正)

土地	$L_0 + L - l'$	資本金	$K_0 + K - k'$
建物	$F_0 + F - f'$	積立金・繰越利益	S_0
商品	$I_0 + P - Q - b' + q'$	減価償却引当金	$B_0 + B - b'$
現金・債権	$D_0 + D - d_0' - d'$	債務	$C_0 + C - c_0' - c'$
		当期純利益	MG'

損益計算書(遡及法修正)

売上原価	$Q - q'$	売上	$R - r'$
諸経費	$A - a'$	営業外収益	R_0
減価償却費	$B - b'$	貨幣価値変動利益	c_0'
営業外費用	E_0		
貨幣価値変動損失	d_0'		
当期純利益	MG'		

貨幣価値修正勘定(遡及法修正)

$l' = L \left(1 - \frac{1}{n}\right)$	$c' = C \left(1 - \frac{1}{n}\right)$
$f' = F \left(1 - \frac{1}{n}\right)$	$r' = R \left(1 - \frac{1}{n}\right)$
$b' = P \left(1 - \frac{1}{n}\right)$	$h' = K \left(1 - \frac{1}{n}\right)$
$d' = D \left(1 - \frac{1}{n}\right)$	
$a' = A \left(1 - \frac{1}{n}\right)$	

なお, $b' = P \times h \left(1 - \frac{1}{n}\right)$, $q' = (Q - I_0) \left(1 - \frac{1}{n}\right)$

次に貨幣価値修正勘定および、修正後の貸借対照表・損益計算書を示す(第2表)。(具体的計算手続は紙数の都合で省略する。)

以上の結果より、名目利益(NGで示す)と実質利益(修正後利益、前進法の場合MG、遡及法の場合MG'で示す)との関係および、貨幣価値修正勘定を構成する項目間の関係は次の通りである。

1 前進法

$$\text{損益法計算による } MG = (R_0 + R + r_0) - (E_0 + Q + B + A + e_0 + i_0 + b) + (c_0 - d_0) \dots\dots(1)$$

(1)に $NG = (R_0 + R) - (E_0 + Q + B + A) \dots\dots(2)$ を代入すると、

$$MG = NG + r_0 - (e_0 + i_0 + b) + (c_0 - d_0) \dots\dots(3)$$

$$\text{財産法計算による } MG = \{(L_0 + L + l_0) + (F_0 + F + f_0) + I_n + (D_0 + D) - \{(C_0 + C) + (B_0 + B + b_0 + b) + (K_0 + K + k_0) + (S_0 + s_0)\} \dots\dots(4)$$

(4)に $NG = \{(L_0 + L) + (F_0 + F) + I_n + (D_0 + D) - \{(C_0 + C) + (B_0 + B) + (K_0 + K) + S_0\} \dots\dots(5)$ を代入すると、

$$MG = NG + (l_0 + f_0) - (b_0 + b + k_0 + s_0) \dots\dots(6)$$

$$\text{また(3)(6)より、} k_0 = l_0 + f_0 + i_0 + d_0 + e_0 - (s_0 + c_0 + b_0 + r_0) \dots\dots(7)$$

この(7)式は、貨幣価値修正勘定が資本金勘定の附加勘定であることを示す。

2 遡及法

$$\text{損益法計算による } MG' = (R + R_0 - r') - (Q + B + A + E_0 - b' - q' - a') + (c_0' - d_0') \dots\dots(8)$$

(8)に(2)を代入すると、

$$MG' = NG - r' + (b' + q' + a') + (c_0' - d_0') \dots\dots(9)$$

$$\text{財産法計算による } MG' - \{(L_0 + L - l') + (F_0 + F - f') + (I_n + q' - p') + (D_0 + D - d_0' - d')\} - \{(C_0 + C - c_0' - c') + (B_0 + B - b') + (K_0 + K - k') + S_0\} \dots\dots(10)$$

(10)に(5)を代入すると、

$$MG' = NG - \{(l' + f' + p' - q') + (d_0' + d' - c_0' - c') - b' - k'\} \dots\dots(11)$$

また(9)と(11)より、

$$k' = l' + f' + p' - r' + a' + d' - c' \dots \dots (12)$$

この(12)式は、貨幣価値修正勘定が資本金勘定の相殺勘定であることを示すが、前進法の場合と異なって、貨幣価値下落後の増資がないときは、 $k' = 0$ ゆえ、貨幣価値修正勘定はその構成項目相互間の相殺がおこなわれて、残高は発生しない。

3 前進法と遡及法の関係

貸借対照表項目については、 $(\text{期末残高名目額} - \text{遡及法価値修正差額}) = \frac{1}{n} (\text{期末残高名目額} + \text{前進法価値修正額})$,

修正前損益計算書項目については、 $(\text{名目計上額} - \text{遡及法価値修正額}) = \frac{1}{n} (\text{名目計上額} + \text{前進法価値修正額})$,

貨幣価値変動損益については、 $c_0' = \frac{1}{n} c_0$, $d_0' = \frac{1}{n} d_0$.

の関係が成立し、

したがって、 $MG' = \frac{1}{n} MG$ の関係が成立する。

元帳記録修正法も計算手続が複雑になるだけで原理は同じである。X項目について、期首残高を X_1 、期首に対してその貨幣価値が $a, b, c \dots n$ 分の1の期間における(期末貨幣価値を n 分の1とする)取引高を $X_a, X_b, X_c \dots X_n$ とすれば、

$$\text{名目期末残高} = X_1 + X_a + X_b + X_c + \dots + X_n = \sum_{k=1}^n X_k$$

$$\text{前進法修正期末残高} = \sum_{k=1}^n X_k + \sum_{k=1}^n \left\{ X_k \left(\frac{n}{k} - 1 \right) \right\}$$

$$\text{遡及法修正期末残高} = \sum_{k=1}^n X_k - \sum_{k=1}^n \left\{ X_k \left(1 - \frac{1}{k} \right) \right\}$$

となるので(ただし債権・債務・商品等については、貨幣価値変動損益等を考慮せねばならないので、これに若干の修正を必要とする)、これにもとづいて、修正手続をとればよい。紙数の都合で、この方法の計算構造の定式化は省略する。

Ⅲ 貨幣価値変動会計論の展開

インフレ会計は、会計史上、当時のインフレの過程ではじめて問題となった

とみてよく、その理論展開も試行錯誤をかさねていったのである。貨幣価値変動会計理論の主張も、かならずしも論理的に首肯しうる形でのみ展開したわけではないが、もっとも精力的にその理論を展開したのは、マールベルクとシュマーレンパフであったといえよう。

マールベルクは、貸借対照表修正法による前進法および遡及法を提唱している。

彼の前進法¹⁶⁾は、期末貸借対照表に計上されている期末現在高を示す各項目のうち、過去の貨幣価値額のみを修正換算する方法である。すなわち、財貨項目のうち当期発生・増加分（現在貨幣価値によるものと想定されている）および貨幣項目（現金・債権・債務）は、そのまま現在貨幣価値で表示されているので修正されず、財貨項目・資本項目のうち前期繰越高は過去の貨幣価値額で表示されているので現在貨幣価値額に修正される。そして、この修正差額は、貨幣価値勘定（Geldwertkonto）を相手勘定として記帳される。彼は、この貨幣価値勘定を、名目損益勘定に対して、純損益勘定（reines Erfolgskonto）あるいは第2損益勘定（Gewinn- und Verlustkonto II）とよぶが、これは、けっして損益勘定ではなく、各勘定の修正差額の集合勘定にしかすぎない。しかし、これに、名目損益を振替えると、残高として実質利益（修正後利益）が表示されることとなるので、これは前述の(6)式と同一の構造をもつことがわかる。よって、彼の方法は、財産法計算による損益修正をおこなうものである。したがって、正しい修正計算（本稿では、貨幣価値修正基準は正しい換算尺度がとられていることを想定し、換算尺度の実質的内容には立入らない。以下においても「正しい修正計算」とは計算形式上、正しいという意味である。）はおこなわれるが、実質利益が結果として算出されるだけで、貨幣価値変動損益と経常損益の分離はなされないままである。

彼の遡及法¹⁷⁾は、彼の前進法と同様、期末貸借対照表の各項目残高を修正換算の対象とするが、前進法の場合とは逆に、期末残高各項目のうち現在の貨幣価値額のみを期首の貨幣価値に還元する方法である。すなわち、財貨項目・資

16) Mahlberg, a. a. O., SS. 99-103.

17) Ebenda, SS. 103-106, 119-124.

本項目のうち前期繰越高は期首の貨幣価値額で表示されているので修正されず、貨幣項目および財貨項目・資本項目のうち当期発生・増加分は、現在貨幣価値で表示されているので、期首貨幣価値額に修正される。そして、この(遡及法の場合の)修正差額は、彼の前進法の場合のように貨幣価値勘定へ振替えられるのではなく、「損失」(Verlust) および「利益」(Gewinn) として、損益計算書に追加計上される。このとき、損益計算書には残高として実質利益が表示されることとなるので、これは、前述の(1)式と同一の構造をもつことがわかる。よって、この方法も、財産法計算による修正をおこなうものである。正しい修正計算はおこなわれるが、実質利益が結果的に算出されるだけで、貨幣価値変動損益と経常損益の分離はなされない点は、彼の前進法の場合と同じである。

次に、彼の遡及法の叙述が非常に誤解を招きやすいことを指摘しておく。その修正差額は、損益計算書ではなく、彼の前進法の場合と同様、貨幣価値勘定に記入する方が適切である。とくに、彼の前進法と統一的に理解するためには、彼は、未修正損益計算書に、修正差額を損失・利益として追加計上することによって、修正損益計算書を作成したとしているが、上述したごとく、彼の方法は、財産法計算による修正のみで、損益法計算による修正をおこなわないゆえ、修正損益計算書はけっして作成されていないのであって、彼の前進法と対比すれば、この損益計算書は、貨幣価値勘定にすぎない。彼が「損失」・「利益」とよぶものは、修正差額にすぎず、けっして真の損益でないことは、前述の通りである。損益計算書への追加記入ゆえ、この「損失」・「利益」はあたかも貨幣価値変動損益であるかのような誤解を招くが¹⁸⁾、財貨項目の修正(前述の U, f など)が貨幣価値変動損益でないことは明白であるし、貨幣項目に対する修正も、貨幣価値下落後の取引高については、たんなる価値修正であって貨幣価値変動損益の発生を示すものではない。上の誤解は、彼の方法を財産法計算修正

18) 片野一郎「貨幣価値変動会計」昭和37年、73-80頁；および岩田巖、ドイツに於ける貨幣価値変動会計、太田・岩田・片野「貨幣価値変動会計」昭和21年所収、133-138頁におけるマルベルクの計算例の説明では、この Verlust, Gewinn を「貨幣価値変動損益」と訳し、そのように解説している。

——前述の(1)式——と理解すれば解消するものであるが、彼自身、この関係——前述の(1)式——をはっきり認識していたかどうか疑問である。

シュマーレンバハも貸借対照表修正法による前進法および遡及法を提唱している。

彼の前進法¹⁹⁾は、マールベルクのそれと異なり、期末貸借対照表よりむしろ期首貸借対照表を換算対象とし、後者の借方・貸方全項目（資本金をのぞく）を期末貨幣価値に修正して、その修正差額を貨幣価値調整勘定 Geldwertausgleichskonto（これは、前記の貨幣価値修正勘定と同じもの）に記入する。この貨幣価値調整勘定残高は、資本金の修正差額に等しく、当勘定が資本金に対する修正勘定となっていることがわかる。彼の方法では、貨幣価値変動損益が經常損益と分離され、損益計算書において、損益法による修正計算——前述の(3)式——がおこなわれる。

彼の遡及法²⁰⁾は、期首貸借対照表・期末貸借対照表・各勘定の期中取引総計をそれぞれ金マルク（彼の例示では1914年を基点価値とする）に換算するものであるが、彼の前進法とは反対に、各項目の修正差額を貨幣価値調整勘定（遡及法では彼は貨幣価値下落勘定 Geldentwertungskonto の語が使用するが）に集合することはせず、資本金について修正差額を算定し、これをその評価勘定としての貨幣価値下落勘定に別表示する。これは、前述の貨幣価値修正勘定（遡及法）と同一内容なので、前進法の場合と計算手続が異なるにすぎない。もっとも、彼の前進法にくらべて、貨幣価値下落勘定が各項目の修正差額合計と等しくなることが検証されていない点に不十分さが認められる。なお、彼の場合、期中平均指数による一括換算ではあるが、資産・負債・費用・収益の期中取引をすべて、それぞれ金マルクに修正するので、マールベルクの方法とちがって、金マルクによる修正損益計算書が作成され、したがって損益法による修正損益計算——前述

19) Schmalenbach, E., „Geldwertausgleich in der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung“, *ZfH F.*, Jg. 15, 1921 (Schmalenbach, [2], SS. 57-75 に再録.)

20) Schmalenbach, [1], SS. 9-22.

の(9)式——がおこなわれ、經常損益と貨幣価値変動損益が区分表示されている。

以上にみられるように、彼の方法は、前進法・遡及法ともマールベルクのそれよりも進んだ方法であり（マールベルク自身、シュマーレンバハの方法を自己の方法よりすぐれたものと認めている²¹⁾、具体的設例による叙述のみで定式化はされてはいないが、原理的には、前述した貨幣価値変動会計の計算構造に等しく、なお若干の問題点（たとえば、彼の遡及法と前進法との間の斉合性・相互転換性の欠如）を残すとはいえ、貨幣価値変動会計として、計算構造的には、一応、完成したものとみることができよう。（なお、紙数の都合で、その他の論者²²⁾の主張には触れないが、いずれも、マールベルク、シュマーレンバハの方法にくらべて不十分なものが、あるいは、両者の方法の解説であるというてよい。）

企業会計における貨幣価値修正基準（評価基準、換算尺度）としては、マールベルク²³⁾は金価格（Goldagio）を、シュマーレンバハ²⁴⁾は卸売物価指数を推奨している。後者は、その不完全性をみとめてはいるが、貨幣修正基準の最悪のものによってできえ、修正をまったくおこなわないよりはましである²⁵⁾として、修正方法の欠陥は無視してよいと考えている。

このような貨幣価値変動会計の提唱に対して、その理論体系を異にする実体資本維持論者から批判の生じた²⁶⁾のは当然であるが、実体資本維持計算を直接的に主張せずに架空利益排除方策（インフレへの会計的対処）を論ずる多くの論

21) Mahlberg, a. a. O., S. 126.

22) インフレ収束時点までに発表されたものとして次のものがある。Zeiler, A., „Eine Anpassung aller Werte an die Veränderungen des Geldwertes“, in: Zeiler-Wassermann-Mayer, *Die Geldentwertung als Kredit-, Kalkulations- und Besteuerungsproblem*, 1921; Nertinger, J., *Goldmark-Buchführung und Goldmarkbilanzen*, 2. Aufl., 1922; Heberle, H., *Geldentwertung und Bilanz*, 1921; Kalveram, W., *Die kaufmännische Rechnungsführung unter dem Einfluß der Geldentwertung*, 1923, usw.

23) Mahlberg, a. a. O., SS. 93, 95.

24) Schmalenbach, [1], S. 39; Derselbe, „Besprechung von Mahlberg, Bilanztechnik und Bewertung bei schwankender Währung, 1. Aufl., 1921“, *ZfF*, 1922, S. 76.

25) Schmalenbach, [2], S. 14.

26) Schmidt, a. a. O., SS. 147-164.

者からも、消極的・批判的な見解が示された。

後者は、貨幣価値変動会計の論理そのものを批判することはせず、貨幣価値変動会計は、その修正手続・計算技術が煩雑であって²⁷⁾、その実践が不可能であること²⁸⁾、その適用が恣意性をもたらすこと²⁹⁾、ことに適切な貨幣価値正基準をみいだすことが困難なこと³⁰⁾、それが商法・税法の計算体系に違反すること³¹⁾を、反対理由としている。

このような反対論者もインフレ下における名目資本会計の破綻をそのまま放置してよいとしたのでない。しかし、かれらは、インフレによる会計の不正確化を匡正（貨幣尺度単一性喪失によって異質的混合物となった会計数値を修正）することを目的とせず、たんに取替資金不足に対処できるとされる金額を、計算上、名目利益から別置・留保して処分可能利益をそれだけ減少させようとしたにすぎない。かれらの提案は、名目計算による貸借対照表上の利益の一定部分を準備金、積立金³²⁾あるいは引当金³³⁾に振替えることによって、計上利益を圧縮しようとするものにすぎない。実体資本維持論者のように、積極的に費用時価計算を主張することもせず、名目資本会計の枠を計算構造上は脱していない。

（なお準備金・積立金・引当金の設定を要求するとはいえ、その会計処理が利益処分方式か費用計上方式かはっきりと示されていない。）この方法が、急激な変化を避けて現実に対応するものとして、インフレ過程で、断片的措置のつみかさねとしてにせよ、制度化（ことに税法）したのであるが、詳細は続稿にゆずる。

27) Buxbaum, R., *Die Anlagenwerte in der Bilanz bei schwankender Wahrung*, 1922, S. 56; Haußmann, F., „Der Einfluß der Geldentwertung auf die steuerliche Bewertung“, in: Haußmann-Höpker-Rosendorff, *Die steuerliche Bewertung des Vermögens*, 1922, S. 48.

28) Naphtali, F., *Wertschwankungen und Bilanz*, 1921, S. 13.

29) *Ebenda*, S. 5; Buxbaum, a. a. O., S. 56; Strutz, G., „Geldentwertung und Steuerrecht“, in: Schmidt-Fischer-Strutz, *Geldentwertung und Unternehmung*, 1923, S. 55.

30) Walb, E., *Das Problem der Scheingewinne*, 1921, S. 24. (なお彼は前掲の Erfolgsrechnung ではこのような指摘をせず、貨幣価値変動会計を肯定している。) Naphtali, a. a. O., S. 5.

31) Haußmann, a. a. O., S. 49; Walb, a. a. O., S. 24; Buxbaum, a. a. O., S. 105.

32) Naphtali, a. a. O. S. 14; Walb, a. a. O., S. 25.

33) Buxbaum, a. a. O., S. 77.

以上で、貨幣価値変動会計に関する当時の論議の概要をのべたが、最後に、シュマーレンバハ、マールベルクの貨幣価値変動会計の主張は、インフレによる計算不正確化の匡正を意図したものであって、貨幣価値安定時における正しい会計を意図したわけでないことを指摘しておかねばならない。貨幣価値安定時におけるドイツの会計実務で秘密積立金設定が一般化していたことは周知の通りであるが、かれらはこの慣行を否定してはいない。かれらの修正計算例³⁴⁾では、意識的な資産過小評価、あるいは1マルク勘定がそのままに認められており、秘密積立金の取崩しによる計算の正確化はけっしてもとめられていないことに留意しなければならない。(シュミットが、その実体資本維持会計において、秘密積立金の設定を拒否する³⁶⁾のと対照的である。)

IV 貨幣価値変動会計の制度化の提唱とその経過³⁷⁾

貸借対象表に関する商法規定が、貨幣価値下落の現実に適応しえなくなったことは、1920年初頭から新聞・専門誌によって指摘されてきた。1921年に財界もインフレによる会計の欠陥を痛感しはじめ、各地の商業会議所からインフレによる会計の欠陥を是正するため貸借対照表法改正の必要が叫ばれた。ライヒ経済評議会 (Reichswirtschaftsrat) の財務委員会は、ヒュムニッツ、ミュンヘングラートバハ両商業会議所からの請願書提出の契機として、当評議会のライヒ経済省代表ヒュッテンハイン局長の指示により、当該問題 (インフレに対処するための貸借対照表法改正) を徹底的に究明することとなり、財務委員会内に当

34) Mahlberg, a. a. O., S. 122.

35) Schmalenbach, [1], SS. 9-22; Schmalenbach, [3], SS. 238-260. (土岐訳「動的貸借対照表論」昭和25年, 298-332頁。) ことに後者の計算例示は、おそらく当時の企業の実例と思われるが、そこに計上された名目利益約2000万マルクに対し、彼の計算では遡及法修正で約6万マルクの損失としているが、原価主義をとって秘密積立金を取崩して正しい修正計算をおこなえば (修正基準は彼の尺度をそのままとる)、遡及法修正で約30万マルク (内、繰越利益約13万マルク) それを前進法に換算すれば実に2億7000万マルクの利益が計上されることになる。

36) Schmidt, *Die organische Tageswertbilanz*, 4. unveränderte Aufl., 1951, S. 112.

37) 本節については、以下の文献を参照したが、個々に引用注は附さない。Schmalenbach, [1]; Schmalenbach, [4], „Die Goldmarkbilanz“, *ZfH F*, Jg. 18, 1924; Mahlberg, a. a. O.; Hauptmann, a. a. O.; Derselbe, *Wandlungen des Steuerrechts im Zeichen der Geldentwertung*, 1923; Buxbaum, a. a. O.; Schacht, H., *Die Stabilisierung der Mark*, 1926.

該問題に関する小委員会が設けられ、1921年5月よりその活動を開始した。しかし、当経済評議会では、当時貸借対照表法改正についての具体的な成果はなんらあげられなかった。小委員会の報告において、経済評議会委員ハッペンブルクは、この問題（貸借対照表法改正）が、商業帳簿記帳義務者のみならず、記帳義務なき営業者にも関係する問題であり、また当面の目的達成に貸借対照表改革は必要でないという理由により、商法上 (bilanzrechtlich) の問題としてでなく、税法上の問題として扱うべきと主張した。また同じく経済評議会委員ミュラーも、商法の過小評価許容規定により現行法でも架空利益排除は可能である、もっともこの商法の規定は強行規定でないし、また大多数のドイツ企業はまだ会計修正の重要性を認識していないので、商法改正は有意義かもしれないが、適切な貸借対照表規定の作成はきわめて困難であると述べた。さらに新聞主筆ブーフヴァルトとナフタリが意見をもとめられたが、ここでの論議は、貸借対照表改革がたんに租税問題として扱われるべきかそれとも総体経済的問題として扱われるべきか、さらに、虚偽の貸借対照表にもとづく損害が、たんに私経済的見地から考慮されるべきかそれとも国家経済的見地から考慮されるべきかなどの根本的問題にふれることなく、個別的規制にとどめようということに帰着した。このような状態の下では、ライヒ経済評議会に問題解決の主導権を与えんとしたライヒ経済省代表の意図は成功せず、具体的な改正事項は問題とされないまま、その審議は停頓した。

このようなライヒ経済評議会の動きとは独立して、フランクフルトの経済啓発協会 (Gesellschaft für wirtschaftliche Ausbildung) も貸借対照表法改正に積極的に働きかけた。当協会が、貸借対照表・損益計算・原価計算・企業財務における架空利益問題の取扱いに関して開催した1921年11月の第1回経済会議——いわゆる架空利益会議——は、一般に予想外の反響をよび、政府・諸利益団体・商業会議所・学界および諸会社から熱烈な支持をうけ、ここに迅速な改革をもとめる社会の要求が一般にあきらかにされた。討議事項のうち貸借対照表改革問題については、シュマーレンバハの提案にもとづき貸借対照表委員会が設

けられた。当委員会は、彼を委員長として、ベルリンとフランクフルトで開催され、マールベルク、シュミット、フィッシャー、カーン（物価指数専門家）をはじめ当時の多くの専門家³⁸⁾によって熱心な討議がなされたのち、次のような結論に達した。（ただし、産業界代表は、改革の帰結を十分吟味するまでは、態度をあきらかにできないとして、暗に、この結論に反対したことに留意しなければならない。産業界の反対の態度は、後述のごとく、のちにはっきり表明される。）

1 貨幣価値変動によって生じた貸借対照表上の欠陥は、貨幣価値を単一の尺度に換算してはじめて完全に除去することができる。

2 特に外国におよぼす影響を考慮して、戦前のマルクに換算することが、他の方法にまさるものである。

3 卸売物価指数が、たんに原料価格のみならず製品価格をも広範囲にわたって包含し、また月次かつ迅速に公表されるゆえに、貸借対照表換算に適当とおもわれる。

委員会は、このような結論をえたのち、細目にわたる討議を一時中止して、ライヒ経済評議会のなりゆきをみまもった。というのは、この間に当評議会は、周囲の状況に刺激されてか、討議を再開し、いったん放棄した問題を最初からふたたびとりあげていたからである。評議会はあらためてシュマーレンバハを報告者に任命した。彼は、1922年3月16日の評議会における報告で、「金マルク貸借対照表実施に関する法律および命令の草案」を提案し、それは、多くの批判をうけて若干の修正を経た後、評議会によって承認され、政府へ建白されたのである。この草案の主な内容は次の通りである³⁹⁾。

1 貨幣価値変動期間中、金マルクによる貸借対照表および損益計算書を作成する権利を企業に与える（法律草案前段および命令草案前文）。

2 商法上の記帳義務ある企業は、1926年12月31日から金マルク計算を義務

38) Herrgen, Strutz, Meumann, Haußmann, Nicklisch, Prion, Walb, usw.

39) 草案全文は Schmalenbach, [1], SS. 6-9; その全訳は、岩田前掲論文、196-202頁参照。

づけられる(命令草案第8条)。

3 換算基準は、ドイツ統計局発表の月次指数⁴⁰⁾をとる(同第10条)。ただし、1917年末以前より繰越された項目については、名目額をそのまま金マルクとみなし換算を要しない(同第1〔a〕条)。

4 複式簿記を使用する場合は、金マルク貸借対照表を作成するにあたり(金マルク開始貸借対照表を除く)、貸借対照表金額だけでなく、事業年度中の取引金額も換算しなければならない(同第2〔g〕条)。

5 配当、賞与などすべての利益分配は、金マルク利益を計上して、決算日指数で紙幣マルクに換算する(同第4条)。

6 金マルク決算をおこなう株式会社に、金マルク株式の発行を許容する。ただし、借方貨幣価値下落勘定(金マルク換算後の借方合計が貸方合計に不足する額の借方計上)を計上している場合を除く(同第6条)。

以上にみられるとおり、この草案は、金マルク会計の全面的な法制化を意図したものであるが、その強制施行は当時から4年もさきとされていた(命令草案第8条)にもかかわらず、多方面からの反対をうけ、結局、法制化されるにいたらなかった。まず政府当局自身が貸借対照表法改正に消極的で、ことに大蔵省はきわめて強硬に反対した。当時の政府要人、ヴィルト、ヘルメス、クノー、ハーフェンシュタインなどは、国内経済全般、外国貿易が健全化し、敗戦による賠償問題が解決されないかぎり、通貨制度も会計制度も決定的解決は不可能との見解をいっていて、改革に反対した。(かれらが、財界の見解を代弁していたことはあきらかである。)また、銀行界はライヒスバンクを筆頭に、金マルク会計に反対した。銀行界は、金マルク会計の導入は、銀行における金マルク勘定の開設とそれに対する金価値財源の確保を必然的にするとの理由、および、将来もし紙幣マルク価値が上昇した場合に生ずる損失をひきうけるのはライヒスバンクだけであるが、そのライヒスバンク自身それを拒否している

40) 草案では、たんに Stichtagindex と示されているだけだが、シュマーレンバハは、その注解(Schmalenbach, [1], S. 39)において、フランクフルト新聞の御売物価指数の長所を考慮したところの1914年7月31日を基準日とする指数の作成を統計局に要望している。

との理由から反対したのである。さらに、有力新聞 *Frankfurter Zeitung* も1922年9月3日付の論説で、金マルク貸借対照表の任意の作成は、恣意的結果をもたらすとして本草案に反対した。すなわち、「そのとき実務では、個別企業はおそらく、財務的・税務的にもっとも自己に有利とおもわれる貸借対照表作成方法を恣意的に選択することであろう。したがって、貸借対照表の統一化、比較可能性、監査(Nachprüfung)の容易化は、金マルク貸借対照表の許容によって改善されるのでなく、かえって悪化するだろう。」と。

しかし、決定的なのは産業界からの反対であった。1922年8月15日にドイツ産業連盟は、以下のような理由を示して、シュマーレンバハの草案を徹底的に拒否した。

1 総体経済に起因する事象が問題となっているので、貸借対照表に対する貨幣価値下落の影響を貸借対照表法によって除去することは不可能であり、シュマーレンバハの提唱する立法措置は、強制措置であれ任意措置であれ拒否すべきである。

2 適用する換算指数の決定がきわめて困難である。

3 現行の貸借対照表はすでに、実際に必要とされる修正を含んでおり、法的に与えられた可能性を考慮して正確に(原文のまま)作成されるならば、指数マルク貸借対照表よりも明瞭性に富む。

4 未実現利益の表示・流出・課税が懸念される。

5 金マルクによる賃金・給料計算に通じることになって、より一層の価格水準上昇が懸念される。

6 金マルク貸借対照表の企業実務への導入は、きわめて困難で、むしろ不明瞭性を結果することになる。

7 現行租税制度体系の崩壊が懸念される。

8 政府も企業も外国も、企業の真の状態を十分認識しており、シュマーレンバハの提案した法的措置は不要である。

この反対論は、シュマーレンバハもいうごとく、「事実認識が偏向的であり、

論調が横柄であり、そして、論拠が陳腐なものであった」が、とにかく、これによってシュマーレンバハの草案は、決定的にほうむりさられ、ついにインフレ収束まで、金マルク貸借対照表の法的承認はえられなかったのである。

金マルク会計は、前記の政府要人が退陣して、1923年11月の安定通貨レンテンマルク発行に象徴されるところのインフレ収束策をとるマルクスを首班とし、シュトレゼマン、ルター、シャハト等によって構成された新内閣によって、インフレ収束策の一環としてはじめて、1923年12月28日の金マルク貸借対照表令⁴¹⁾において承認されたのである。

この金マルク貸借対照表令の主たる内容は次の通りである。

1 商法上の記帳義務者は、1924年1月1日または同年中の事業年度初に、金マルク開始貸借対照表を作成し、それ以後、金マルク年次貸借対照表を作成しなければならない(第1条第1項、第2条第1項)。

2 換算単位たる金マルクは米ドルの42分の10に相当する紙幣マルクとする(第1条第2項)。

3 金マルク開始貸借対照表における資産・負債の評価は、原則として、1924年1月1日の金マルク建時価を最高限としておこなわれる。このさい、紙幣マルク最終貸借対照表とは評価が断絶しており、商法第261条の評価益禁止規定は適用されない(第4条および金マルク貸借対照表法施行令)。

4 原則として、金マルク開始貸借対照表に計上された資産と負債の差額すなわち正味財産を新資本金とする(第5条、第6条)。

5 金マルク建時価評価にもとづく資産の評価増は、税法上、評価益(過年度所得修正)とみなされず、課税されない(第19条)。

以上のように第一次大戦後のドイツにおける貨幣価値変動会計の主張とそれに対する批判およびその制度化への過程(制度化の提唱、その時期「尚早」に

41) Verordnung über Goldbilanzen, Schmalenbach, [4], SS. 17-20; 全訳は岩田前掲論文、202-209頁。

よる挫折、金マルク貸借対照表令の成立)を考察するとき、貨幣価値変動会計が、理論的には、インフレに対処しうる唯一の会計方法であるにもかかわらず、インフレ収束時まで制度化されなかった理由があきらかとなる。

貨幣価値変動会計は、その計算手続が複雑で手数のかかること、その換算尺度の選定が困難で恣意的になりやすいという技術的難点をもつこと、さらに名目資本会計と計算構造を異にすることから、商法あるいは税法の承認を早期にうけることは容易でなかったことは一応考えられる。

しかし、このような「難点」は、インフレ期に正しい会計をおこなうには、名目資本会計では不可能であって貨幣価値変動会計によらねばならぬことはあきらかゆえ、それを法的に承認するのを阻止する決定的要因とはなりえない。ことに、技術的難点、手続の複雑さの点は、その会計方法が適用する企業にとってメリットがあれば、それを克服して十分に実践化されうるものである。(これについては、実体資本維持会計—費用時価会計が、貨幣価値変動会計と同等あるいはそれ以上の技術的困難・恣意性の要因を有するにもかかわらず、それが大企業によって支持されたことを想起すればよい。)したがって、むしろ技術的難点を口実として、貨幣価値変動会計の早期法制化を阻止しようとしたのが、当時のドイツ財界の動向であったとみることができよう。

大企業のもとめたのは、「架空」利益の排除(よりはっきりいえば公表利益の隠蔽)であって、けっして計算の正確化ではなかったのである。このことは、秘密積立金設定実務の一般化によって、貨幣価値安定時にも公表会計が戯画化しており、本来、正確な計算がおこなわれていたのではないことから明白である。

貨幣価値変動会計は、再評価(修正)を認めるゆえに、それによって名目資本会計で生ずる費用計上不足による架空利益は排除される。しかし、名目資本会計では架空損失として表面化しない貨幣価値変動利益(債務者利益)が公表利益の中に顕現する。このことは、膨大な債務者利益を獲得している(インフレ利益をもっとも多く享受している)大企業にとっては、債権者損失を公表する中小企業との格差を顕現することとあいまって、インフレ利得者たることを

みずから公然と示すことになり、きわめて不利な状態を惹起することになる。したがって、財界としては、債務者利益を公表することなしに、費用の増大化のみを達成しうる会計方法を追求することが資本の論理にかなったものであることが明白である（続稿参照）。貨幣価値変動会計のこのような計算構造から生ずる両刃性を、大企業が当時すでに認識していたかどうかを確認する資料はえられないが、貨幣価値変動会計を拒否する態度からみて、インフレ進行中はそれがすくなくとも大企業にとってメリットのないことを十分認識していたとみても大きな誤りはないであろう。

さらに、貨幣価値変動会計の制度化が、企業会計だけでなく一般経済取引における金マルク計算＝安定価値計算の制度化（これはもはやインフレの収束に等しい）を誘発し、インフレ利益（債務者利益）を享受しえなくなることを、大企業はきわめておそれたともみることができる⁴²⁾。

(1968. 11. 15)

42) たとえば、本稿、111頁のドイツ産業連盟のシュマーレンパハ草案への反対理由第5。